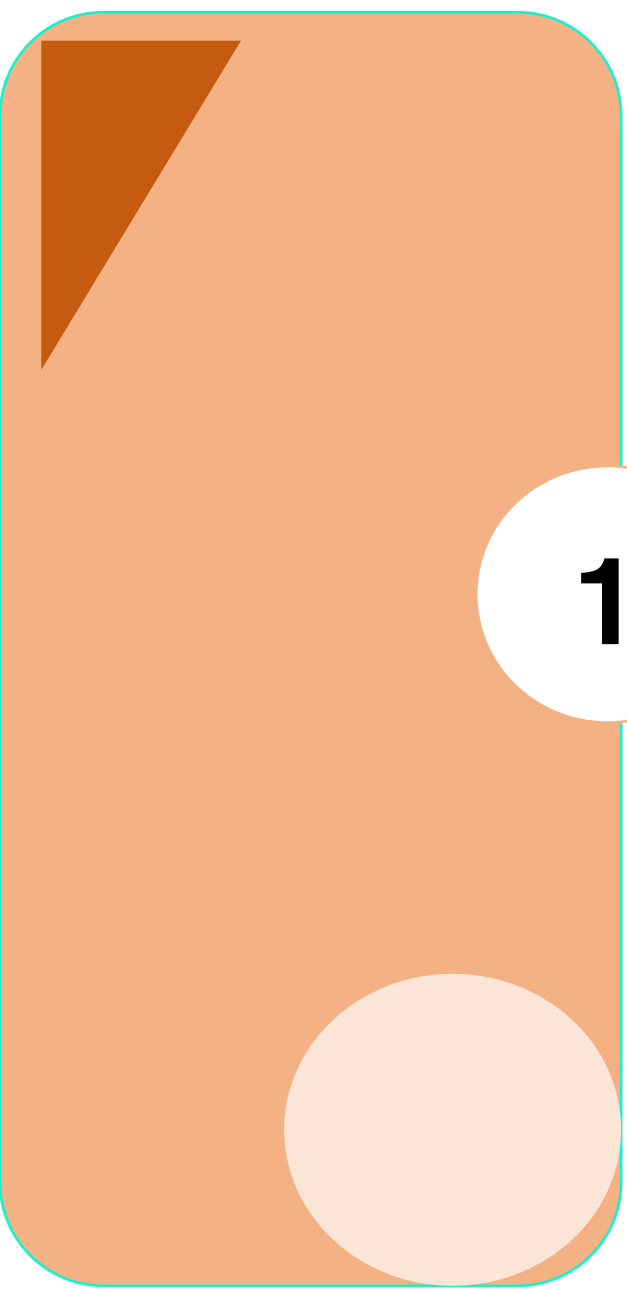


個人情報及び プライバシー保護に関する研修

個人情報やプライバシーへの意識を高める



1 個人情報と プライバシー

① 個人情報とプライバシー

個人情報

- ① 情報それ自体で、特定の個人を識別することができるもの(氏名、顔写真など)
 - ② 他の情報と照合することにより特定の個人を識別できるもの(生年月日、住所など)
 - ③ 個人識別符号が含まれるもの(マイナンバー、旅券番号)
-

プライバシー

「個人の秘密にしたい情報」や「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」

① 個人情報とプライバシー

- 個人情報…出来ればあまり知られたくないもの
- プライバシー…他人に踏み入れてほしくないこと

とても繊細で、傷つきやすいデリケートなもの

① 個人情報とプライバシー



介護サービスを利用するということは…


個人
情報

住所・家族構成・世帯収入・生活歴・既往歴など、様々な情報が必要になる。

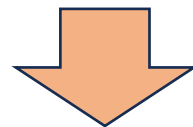


介護を受けるという事は、自分の私生活に他人が介入するということになる。

① 個人情報とプライバシー

 介護サービスを受けるには「個人情報」は必要であり、「プライバシー」へ介入されるもの

私たち、介護サービスを提供する側から見れば
当たり前であり、毎日行われること



介護を受ける側だったら

納得して受け入れることができるか？
毎日介護を受けるのだから、慣れることができるか？

① 個人情報とプライバシー

! 個人情報は、プライバシーの一部に含まれる

プライバシー

他人に知られたくないこと・干渉されたくないことであり、
プライバシーは個人の主観により、個々にその範囲が異なる

個人情報 ※プライバシーの一部

【特定の個人を識別することができる情報】

氏名、性別、生年月日、年齢、本籍

住所、個人番号(マイナンバー)、電話番号

勤務場所、職業、収入、家族などの様々な情報



① 個人情報とプライバシー



まずは、「個人情報を取り扱っていること」
そして、「プライバシーへ介入していること」を

自覚することが大切



個人情報の保護・秘密保持の義務に関わること



ご利用者の尊厳に関わること



2

個人情報等に関する法令

②個人情報等に関する法令



介護事業者に関わる法令

個人情報保護法

個人情報取扱事業者として、法令に従って個人情報を取り扱う

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

ガイダンスの内容に沿った取り組みを行う

社会福祉士及び介護福祉士法

介護業務で得た情報については、外部に口外してはならない

②個人情報等に関する法令



個人情報取扱事業者

適正な取り扱いのために

個人の人格尊重の理念を下に、慎重に取り扱わなければならない

- 1, 利用目的を特定すること
- 2, あらかじめ本人に利用目的を明示すること
- 3, 利用目的外で使用してはならない
- 4, 不正な手段で取得してはならない
- 5, 個人データは、正確かつ最新の情報を保つこと
- 6, 漏洩や滅失を防ぐこと
- 7, 個人情報管理のための研修を実施すること

②個人情報等に関する法令



罰則の規定

社会福祉士及び介護福祉士法による罰則

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

第五十条 第四十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

個人情報の取り扱いには、十分に注意が必要である。



3

介護現場における プライバシー

③介護現場におけるプライバシー



介護とプライバシー

介護をするにはプライバシーに関わる必要があります

「見守り」・「付き添い」・「所在の確認」・「入浴」・「排せつ」など

生活を支えることは、「生活（プライバシー）に関わる」ということ

③介護現場におけるプライバシー



介護とプライバシー

重度化するほど、プライバシーへ介入せざるを得なくなる

ご自分で出来ることが少なくなると、関わる機会が増えていく

身の回りの動作が自立している状態から、寝たきり全介助の状態に近づくにつれて、プライバシーに介入する機会が増えていく



4

ご利用者の尊厳と プライバシー

④ご利用者の尊厳とプライバシー



ご利用者の尊厳を守るポイント

①ご利用者に触れたり、私生活の場面に関わったり、ご利用者のプライバシーに介入している自覚を持つこと

②プライバシーは主観的なものであるため、範囲が異なる。一人ひとりに合わせた配慮が必要である

③「見られたくない」「恥ずかしい」という気持ちに配慮し、ご利用者の尊厳を傷つけたり、精神的苦痛を与えたりしないようにする

④ご利用者の尊厳とプライバシー



プライバシー保護の具体的な取り組み

入浴場面

- 入浴場面は、肌を露出したり、身体に触れる機会が多いため、十分に注意する必要がある。
 - ご自分で出来るところは、ご自身で洗ってもらうなど、可能な限り介護職員はサポートにまわる。
 - 入浴を待つ時間や入浴後などは、バスタオルをかけるなど、プライバシーへの配慮をする。
-

④ご利用者の尊厳とプライバシー



プライバシー保護の具体的な取り組み

排せつ場面

- 非常にデリケートな領域で、十分な配慮が必要である。
 - カーテンや仕切りなどで区切り、見えない空間を作る。
 - 必要に応じて声をかけながら、可能な限り早く行うことで、少しでもご利用者の気持ちに沿えるように行う。
 - 他のご利用者がいる前で、排せつ状況などを話さない。
-

④ご利用者の尊厳とプライバシー



プライバシー保護の具体的な取り組み

申し送りなど

- ご利用者のプライバシーに関わる内容が含まれることが多いため、職員同士のみ分かる伝え方にするなどの配慮が必要である。
 - 職員間の会話は、他のご利用者や施設に出入りする家族や業者にも聞こえている可能性があるため、十分注意する。
-

④ご利用者の尊厳とプライバシー



プライバシー保護の具体的な取り組み

個人情報の扱い

- 原則、個人情報は施設外に持ち出さない。
 - 個人情報が含まれているファイルやシートを置きっぱなしにしない。
 - ホームページやSNSなどを使用する際は、担当者を決めるなど、不特定多数の職員が関われないように工夫する。
-

An orange rounded rectangle with a folded top-left corner and a light orange circle at the bottom. The number '5' is centered in a white circle on the left side.

5

まとめ

⑤まとめ

- ☑ 介護サービスを利用する上で「個人情報」は必要なもの
 - ☑ 「個人情報」は「プライバシー」の一部である
 - ☑ プライバシーは、個人の主観によるところであり、その範囲は、一人ひとり異なる
 - ☑ 一人ひとりに合わせた配慮が必要である
 - ☑ ご利用者の立場に立った取り組みを意識する
-